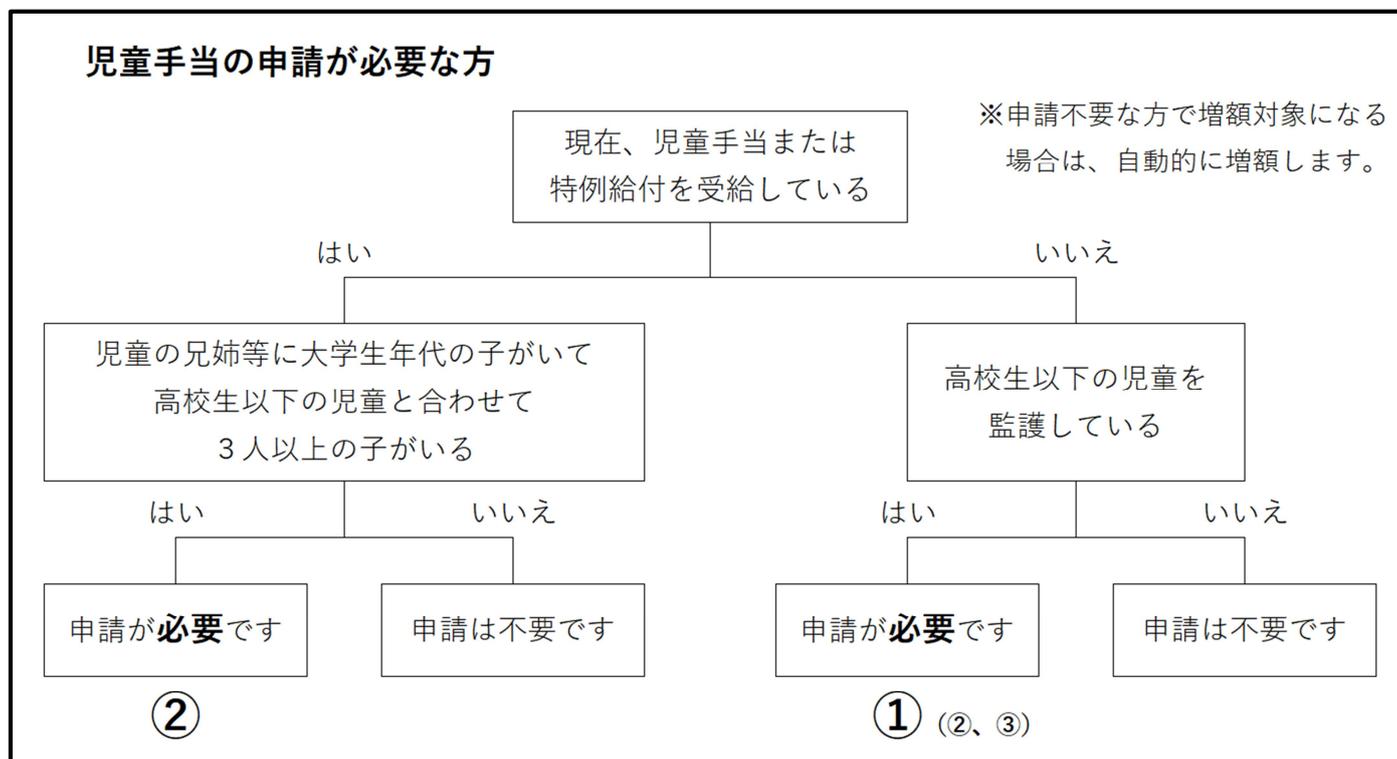


## 児童手当 制度改正に伴う申請の手引き

児童手当については、令和6年10月から、①所得制限を撤廃する、②支給期間を高校生年代まで延長する、③第3子以降の支給額を月3万円とする、④第3子以降の算定対象を19歳～22歳年代まで拡大する、⑤支払月を隔月(偶数月)の年6回とする、抜本的拡充を行います。



### ○提出が必要な方と必要な書類について

提出が必要な方 (令和6年10月時点における児童の養育状況の見込みに基づき記載してください。)	必要な書類 (書類の詳細は裏面)
ア 高校生年代の児童(※1)のみを養育している方	①
イ 所得制限により手当の支給を受けていない方(特例給付受給者を除く)	①
※ アまたはイに該当する方と令和6年9月時点で手当を受給している方で19歳～22歳年代の子(※2)を含むと3人以上養育している方	②
※ アまたはイに該当する方で高校生年代以下の児童と住民票上で住所が異なる方(※3)	③

(※1) 「高校生年代の児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。

(※2) 「19歳～22歳年代の子」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(平成14年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子)をいいます。

(※3) 高校生年代以下の児童や19歳～22歳年代の子と同居か別居かについては住民票上の住所で判断します。

(必要書類の詳細は裏面へ)

## ① 「児童手当 認定請求書」 < ア または イ に該当する方 >

令和6年9月時点で児童手当を受給していない方が、制度改革により新たに受給するために必要な書類です。

※記入例と請求書裏面を参照し、太枠線内の項目について漏れないようにご記入ください。

### 【要注意チェック項目】

- 「提出年月日」の欄に記入日を記入
- 「請求者」の欄には、父母のうち生計を維持する程度が高い者(所得の高い方)を記入
- 「支払希望金融機関」の欄には請求者名義の口座を記入
- 「個人番号」の欄は住民票上で秩父市に住所がある場合は省略可能
- 「児童の兄弟等」があり、「児童」と合わせて3人以上になる場合は②「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出

※ 必要に応じ、追加で書類の提出を求める場合がございます。

※ 提出後、令和6年10月までに児童の養育状況について変更が生じた場合には、申立てが必要となりますのでご注意ください。

## ② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」 < 19歳～22歳年代の子 >

19歳～22歳年代の子を養育しており、高校生年代以下の児童と合わせると養育している人数が3人以上になる方が、多子加算による増額を受けるために必要な書類です。

※児童の兄弟等・19～22歳年代の子とは

…平成14年(2002年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日までの間に生まれた子。

※記入例と確認書の裏面を参照しながら太枠線内の項目について漏れないようにご記入ください。

### 【要注意チェック項目】

- 19歳～22歳年代の子についての確認書です。※高校生年代以下の児童は記載不要
- 「住所」の欄には、住民票上の住所を記入
- 「個人番号」の欄はその子の住所が住民票上で秩父市にある場合は省略可能
- 「職業等」の欄について、学生がアルバイトをしている場合は学生に○、就職している場合はその他に○を付ける

※ 必要に応じ、追加で書類の提出を求める場合がございます。

## ③ 「児童手当 別居監護申立書」 < 高校生年代の子 >

請求者と高校生年代以下の児童が住民票上で住所が異なる場合に必要な書類です。

※市で把握することができませんので該当する場合は必ず申し出ください。

制度改革の詳細は市 HP をご覧ください。

※必要書類を提出いただかないと手当は支給されません。



《お問い合わせ》

秩父市役所 保育こども課 (④番窓口)

TEL:0494-25-5206 (直通)